

議案第57号説明資料

令和3年8月30日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
施行日	3
参考資料	3～4
新旧対照表	5～14

子育て支援課

# 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

本条例（平成26年10月7日大磯町条例第11号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、規定しています。

昨今の保育ニーズの高まりを受け、家庭的保育事業等の整備及び拡充を更に進めることを目的に、連携施設の確保義務、食事の提供、保育士の配置に関する基準を緩和するため、国基準が改正され、令和2年4月1日付で施行されたこと、また、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするため、国基準が改正され、令和3年7月1日付で施行されたことに伴い、本条例の規定を改正します。

## 2 改正内容

### （1） 連携施設の確保義務の緩和

#### ア．代替保育の提供先の緩和

対象施設①②④ 【改正案第7条第2項、第3項】

家庭的保育事業者等（居宅事業者以外）の代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業から確保することを可能とします。

#### イ．連携施設の確保義務の緩和

対象施設①②④ 【改正案第7条第4項、第5項】

家庭的保育事業者等（居宅事業者以外）は、卒園児童の受け入れ先確保の調整を行っており、卒園後も引き続き教育保育の提供を受けることができる場合、又は、連携施設の確保が著しく困難である場合に限り、連携施設の確保を不要とします。

#### ウ．保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保の免除

対象施設④ 【改正案第46条第2項】

3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業は、町長が適当と認めるときは、卒園後の受入れを行う連携施設の確保を不要とします。

エ. 連携施設の確保に関する経過措置期間の延長

対象施設①②④ 【改正案附則第3条】

連携施設を確保しないことができる「5年」の経過措置期限を更に5年延長し、「10年」（令和6年度末まで）とします。

(2) 食事提供に係る基準の緩和

対象施設①

ア. 外部搬入の容認範囲を拡充 【改正案第17条第2項】

家庭的保育事業者に限っては、一定の要件の遵守を前提とし、保育所等に食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができる」と町が認める事業者からの外部搬入を可能とします。

イ. 食事提供の経過措置期間の延長 【改正案附則第2条】

居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」（令和6年度末まで）とします。

(3) 保育士不足の解消に係る職員配置基準の緩和

対象施設②④

ア. 朝夕の時間帯における職員配置の弾力化 【改正案附則第6条】

朝夕の利用児童が少数となる時間帯は、当分の間、職員2人のうち1人は保育士以外の町長が認める者でもよいこととします。

イ. 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用 【改正案附則第7条、第9条】

保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士とみなすことができるものとします。

ウ. 保育の実施にあたり必要となる保育士資格要件の弾力化

【改正案附則第8条、第9条】

1日につき8時間を超えて開所するために必要な保育士については、当分の間、追加的に確保しなければならない保育士人数の範囲内で、町長が認める者を保育士とみなしてよいこととします。

(4) 居宅訪問型保育事業の対象者の明確化

対象施設③

【改正案第38条】

保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の利用を条例に明記します。

(5) 避難施設の基準の改正 対象施設②④ 【改正案第 29 条、第 44 条】

建築基準法施行令の一部改正により、特別避難階段にかかる規制が合理化されたことにより、引用する規定の一部について改正します。

(6) 諸記録の作成、保存等の電磁的な対応 対象施設 全て 【改正案第 50 条】

家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするための基準を追加します。

### 3 施行日

公布の日から施行します。

### 4 参考資料

<参考 1> 家庭的保育事業等の分類

事業	概要	利用定員
①家庭的保育事業(施設)	家庭的保育者の居宅等で少人数を対象に保育	1～5人
②小規模保育事業(施設)	A型: 保育所分園に近い類型(もあなこびとのこや) ※保育従事者の全員が保育士	6～19人
	B型: A型とC型の間間的な類型 ※保育従事者の1/2以上が保育士	6～19人
	C型: 家庭的保育事業に近い類型	6～10人
③居宅訪問型保育事業(施設)	保育を必要とする保護者、乳児・幼児の居宅で保育	—
④事業所内保育事業(施設)	主に企業が従業員への支援策として事業所内等で保育	小規模型: 19人以下 保育所型: 20人以上

<参考2> 大磯町家庭的保育事業等における保育士等配置に係る特例実施要綱（案）について

町では、保育士不足の解消に係る職員配置基準の緩和措置の適用に関し、『大磯町家庭的保育事業等における保育士等配置に係る特例実施要綱』を定め、一定の基準に満たない場合は特例配置を適用しないこととします。

●職員の特例配置の適用ができない施設

- i) 町が実施した指導監査の結果等に基づく勧告や改善命令を受けてから3年を経過していないとき。
- ii) 保育士が専門的業務に専念できるように、業務負担の見直しを行っていないとき。
- iii) 保育士等の処遇改善を行っていないとき。

●町長が認める者

- i) 保育所等において保育に従事した経験が1年以上あり、子育て支援員研修を修了している者。
- ii) 家庭的保育者又は家庭的保育補助者として従事した経験を有する者。

※ i) について、1年以内に子育て支援研修を修了見込みの者も含む。

●幼稚園教諭等の活用

- i) 幼稚園教諭については、3歳児から5歳児までの保育に従事させる。
- ii) 小学校教諭については、5歳児を中心とした保育に従事させる。

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次  第1章～第4章 省略  第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）  第6章 雑則（第50条）</p> <p>第1条～第5条 省略  （家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第6条 省略  2～5 省略</p> <p>6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>7 省略  （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の保育所をいう。）、幼稚園（同項の幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項の認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号</p>	<p>目次  第1章～第4章 省略  第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）</p> <p>第1条～第5条 省略  （家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第6条 省略  2～5 省略</p> <p>6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>7 省略  （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の保育所をいう。）、幼稚園（同項の幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項の認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号にお</p>

改正案	現行
<p>において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事</u></p>	<p>いて同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

改正案	現行
<p><u>業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者</u></p> <p><u>4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p><u>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>第8条～第16条 省略 (食事の提供の特例)</p>	<p>第8条～第16条 省略 (食事の提供の特例)</p>

改正案			現行														
<p>第 17 条 省略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p>第 18 条～第 28 条 省略 (設備の基準)</p> <p>第 29 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 A 型」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>			階	区分	施設又は設備	省略			<p>第 17 条 省略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第 18 条～第 28 条 省略 (設備の基準)</p> <p>第 29 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 A 型」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>			階	区分	施設又は設備	省略		
階	区分	施設又は設備															
省略																	
階	区分	施設又は設備															
省略																	

改正案			現行		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
ウ～ク 省略 第 30 条～第 37 条 省略 （居宅訪問型保育事業） 第 38 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 省略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 5 項の母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その			ウ～ク 省略 第 30 条～第 37 条 省略 （居宅訪問型保育事業） 第 38 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 省略 (4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 4 項の母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭		

改正案			現行		
<p>他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 省略</p> <p>第 39 条～第 43 条 省略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第 44 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。第 46 条及び第 47 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。</p>			<p>等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 省略</p> <p>第 39 条～第 43 条 省略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第 44 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。第 46 条及び第 47 条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
省略			省略		
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第		避難	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第

改正案		現行	
用	<p>3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。</u>）</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>	用	<p>3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。</u>）</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
<p>ウ～ク 省略</p> <p>第 45 条 省略 (連携施設に関する特例)</p> <p>第 46 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであつて、町長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>第 47 条～第 49 条 省略 第 6 章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これ</p>		<p>ウ～ク 省略</p> <p>第 45 条 省略 (連携施設に関する特例)</p> <p>第 46 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第 7 条第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>第 47 条～第 49 条 省略</p>	

改正案	現行
<p><u>らに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>附 則 第1条 省略 （食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を</u></p>	<p>附 則 第1条 省略 （食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>

改正案	現行
<p><u>得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 省略</p> <p><u>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項の保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。</p> <p>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年</p>	<p>現行</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>法律第 147 号) 第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。) を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第 8 条 附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所 (以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。) において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第 9 条 前 2 条の規定を適用するときは、保育士 (法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 30 条第 3 項若しくは第 45 条第 3 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。) を、保育士の数 (前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定されるものをいう。) の 3 分の 2 以上置かなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	